

## 委託契約書

委託業務の名称 業務

委託料の額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

委託の期間 契約を締結した日から令和8年2月27日まで

契約保証金

上記の委託業務について、委託者 福島県 を甲とし、受託者 を乙と  
して、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料を  
もって頭書の委託の期間において頭書の委託業務を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。  
ただし、軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければ  
ならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保  
険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と  
認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項及び第6項の規定は、甲が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第  
229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場  
合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の  
額」という。）は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第  
19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければ  
ならない。

- 5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
  - 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(プロジェクト計画書の提出)

第5条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいてプロジェクト計画書（業務仕様書、業務計画書）を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があるときは、乙に対して前項のプロジェクト計画書の修正を請求することができる。

(主任担当者の選任)

第6条 乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもつて甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

(技術者の能力)

- 第7条 乙は、委託業務に従事する技術者を選任するに当たっては、その業務を履行するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。
- 2 甲は、乙の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対してその交替その他必要な措置を求めることができる。

(定期協議の実施)

- 第8条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進ちょく状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項を協議するため、定期的に協議を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定によらず、甲からの指示がある場合には、委託業務の履行状況について甲が求める時期、内容で書面等により報告しなければならない。

(事故等の報告)

第 9 条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料等の提供及び返還)

第 10 条 甲は、乙に対して委託業務の履行に必要な資料、情報等を貸与するものとする。

2 乙は、委託業務の履行上不要となった資料、情報等があるときは、これを遅滞なく甲に返還しなければならない。

(資料等の管理)

第 11 条 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を甲の書面による承諾を得ず、複写若しくは複製をしてはならない。

(検査)

第 12 条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に成果物を検査しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならぬ。この場合、甲は、成果物の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。

5 すべての成果物が検査に合格した日をもって、業務の終了とする。この場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。

6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

(委託料の支払い)

第 13 条 乙は、第 12 条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。

2 甲は、第 1 項の規定による支払いの請求を受けたときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅延したときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### （委託業務内容の変更等）

第15条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。

#### （事情変更による契約内容の変更）

第16条 契約締結後において、天災事変その他不測の事故又は経済情勢の激変等により、契約内容が著しく不適当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議し、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

#### （協議解除）

第17条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （甲の解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務が完成しないとき、又は委託業務を完成する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (7) 第20条第1項の規定によらず乙が契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

#### （契約が解除された場合等の違約金）

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
- 4 第 1 項の場合（前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

#### （乙の解除権）

第 20 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。
  - (2) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務の履行が不可能になったとき。
- 2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議して定める。

#### （解除に伴う措置）

第 21 条 第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定により契約が解除された場合において、委託業務の既納部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査のうえ、相応する金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。

#### （一般的損害）

第 22 条 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その負担については甲乙協議して定める。

#### （第三者に及ぼした損害）

第 23 条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙はその賠償額の責を負う。ただし、その損害が乙の責に帰すことができない場合は、その負担について、甲乙協議して定める。

(談合による損害賠償)

第 24 条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第 17 条、第 18 条及び第 20 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 25 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約内容不適合責任および不可抗力)

第 26 条 この契約に基づく乙の保守運用業務に契約不適合があった場合、委託期間終了日から 1 年以内に限り乙はこの契約に基づく必要な保守運用業務を繰り返し履行すること。ただし、契約内容不適合の原因について、乙の責に帰すべき事由がない場合においては甲乙協議の上解決することとする。

- 2 風水害、雷、地震その他の天災地変、爆発、火災、戦争、内乱、反乱、暴動、政府の規制、公権力による決定・命令・処分、輸送機関の事故、被災等による作業場所への立入不能、被災等による物品調達・作業員確保の不能、計画停電等の電力利用の制限による業務提供不能その他の不可抗力等の乙の責に帰すことができない事由により本契約の全部若しくは一部の義務の履行に遅延をきたし、又は不能となった場合、乙は甲に対し責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第 28 条 乙は、甲の書面による承諾を得ず、委託業務の履行により知り得た個人情報、機密情報、その他の情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、委託業務の履行により知り得た個人情報等の外部への漏えい、滅失き損等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 甲は、乙に対して前項にかかる乙の講じた措置について報告させ、必要に応じてその改善を求めることができる。

(契約書作成の費用)

第 29 条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 31 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲（委託者） 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

氏 名 福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙（受託者） 住 所

氏 名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。